

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月22日分

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

[凡例]

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 :

No.	号機等	不適合件名	備考
1	5号機	可燃性ガス濃度制御系の設備変更に伴う調査において、現場に設置された流量変換器と中央操作室の流量指示計の測定範囲が一致していないこと及び流量変換に用いられている圧力補正回路内の圧力値が、本来の値と異なっていることが確認された。このため、「運転上の制限」からの逸脱を宣言し、当該系統の確認運転を行い、所定の流量が流れることを確認し、「運転上の制限」の逸脱からの復帰。今後、引き続き、経緯を含め原因調査	6月22日公表済 (PDF 176KB)

区分 : 該当なし

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	超音波式給水流量計の点検時、多重化された制御ケーブルの一部に断線が認められたため、当該ケーブルを交換	
2	3号機	タビン補機冷却水ポンプ(B)において、吐出側ドレン弁の操作ハンドル固定用ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付け	
3	6号機	主タビンリフトポンプ(No.4)の吐出圧力計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該圧力計を点検・校正	

< 注 意 >

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで